

令和8年度 第1回清須市教育委員会定例会 会議録	
開催年月日	令和8年4月1日(水) 午前11時開会
開催場所	清須市役所南館3階303大会議室
出席委員	教 育 長 天 埜 幸 治 委員(教育長職務代理者) 後 藤 小百合 委 員 高 山 智 司 委 員 太 田 光 則
欠席委員	委 員 上 田 恭 子
本定例会に説明のため出席した者の職・氏名	教 育 部 長 大 沼 賀 敬 教 育 部 参 事 安 井 博 之 教育部次長兼学校教育課長 瀬 尾 光 生涯学習課長 柴 垣 哲 彦 スポーツ課長 川 村 順 二 学校給食センター管理事務所長 齋 藤 隆 司 学校教育課主幹 神 谷 貢 学校教育課課長補佐兼係長 小 崎 充 代 学校教育課総務係長 炭 竈 愛 子
議事日程	日程第1 会議録署名委員の指名について 日程第2 令和7年度第13回定例会会議録の承認について 日程第3 同意第10号 清須市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱、又は任命について 日程第4 同意第11号 清須市立小中学校教務主任等の任命について 日程第5 同意第12号 清須市学校運営協議会委員の委嘱、又は任命について 日程第6 同意第13号 清須市学校給食センター学校給食献立委員会委員の選任について 日程第7 同意第14号 清須市学校給食センター給食用物資選定委員会委員の選任について 日程第8 議案第16号 清須市立図書館管理規則の一部を改正する規則案
会議録署名委員の氏名	教育長は、会議録署名委員に次の2人を指名した。 高 山 智 司 委 員 太 田 光 則 委 員

議事の経過

○ 開会

天埜教育長

おはようございます。
只今の出席委員数は、4名です。
過半数の出席がありますので、只今から、令和8年度第1回 清須市教育委員会 定例会を開会します。
本日の議事日程は、お手元に配付しましたとおりです。ここで、あらかじめ申し上げます。
委員並びに事務局職員の発言は、挙手により、教育長を通して、お願いします。

日程第1 会議録署名委員の指名について

天竺教育長 | 日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。
会議録署名委員には、高山委員と太田委員を指名いたします。

日程第2 令和7年度第13回定例会会議録の承認について

天竺教育長 | 日程第2「令和7年度第13回定例会会議録の承認」についてを議題とします。
事務局より、説明をお願いします。
(学校教育課長 挙手)
学校教育課長。

学校教育課長 | はい。学校教育課長の瀬尾です。
それではお手元の第13回教育委員会定例会会議録案をご覧ください。
表紙をおめくりいただきまして、開催日時が令和8年3月25日、水曜日、午前9時30分開会でした。
出席委員につきましては、天竺教育長ほか4名の方、全員ご出席いただきました。
定例会に説明のため出席した者は、教育部長ほか10名でありました。
日程第1の会議録署名委員の指名をはじめ、日程第2の会議録の承認、日程第3から日程第10までの同意案件、日程第11から日程第18までの教育委員会規則等の制定及び改正について、それぞれ議案をお認めいただき、会議録としてまとめさせていただきました。1ページから19ページとなります。
ご確認をお願いいたします。以上です。

天竺教育長 | ありがとうございました。少しお時間を取りたいと思います。
これより、質疑を行います。質疑はございますでしょうか。
後藤委員。

後藤委員 | 単なる間違いだと思うのですが、1ページの開催年月日のところが令和8年だと思えます。

学校教育課長 | 申し訳ございませんでした。令和8年に訂正いたします。

天竺教育長 | ありがとうございました。
これで、質疑を終わります。
これより、採決をします。「第13回定例会会議録の承認について」は、原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。
[全員挙手]
挙手全員です。従って、「第13回定例会会議録の承認について」は、原案のとおり承認されました。
この定例会閉会后、後藤委員と太田委員にご署名をお願いします。

日程第3 同意第10号 清須市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱、又は任命
について

天竺教育長 日程第3、同意第10号「清須市いじめ問題対策連絡協議会 委員の委嘱、又は任命について」を議題とします。
事務局より、議案の説明をお願いします。
(学校教育課長 挙手)
学校教育課長。

学校教育課長 はい。学校教育課長の瀬尾です。
同意第10号、清須市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱、又は任命について。
清須市いじめ問題対策連絡協議会委員に別紙の者を委嘱、又は任命する。令和8年4月1日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。
提案理由です。この案を提出するのは、清須市いじめ問題対策連絡協議会等条例第4条第2項の規定により、清須市いじめ問題対策連絡協議会委員を委嘱、又は任命するために必要があるからです。
一枚おめくりください。清須市いじめ問題対策連絡協議会委員の一覧となります。学校代表者2名と、スクールカウンセラー2名、そして関係機関の方々となっております。
任期につきましては、令和8年4月1日から令和9年3月31日まででございます。
ご承認いただきますよう、よろしく申し上げます。

天竺教育長 これより、質疑を行います。質疑はございますでしょうか。
(委員より、「なし。」の声あり)
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより、採決をします。同意第10号「清須市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱、又は任命について」は、原案のとおり同意することに、賛成の委員の挙手を求めます。
[全員挙手]
従って、同意第10号「清須市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱、又は任命について」は、原案のとおり同意されました。

日程第4 同意第11号 清須市立小中学校教務主任等の任命について

天竺教育長 日程第4、同意第11号「清須市立小中学校教務主任等の任命について」を議題とします。
事務局より、議案の説明をお願いします。
(学校教育課長 挙手)
学校教育課長。

学校教育課長 はい、学校教育課長の瀬尾でございます。
同意第11号、清須市立小中学校教務主任等の任命について。
清須市立小中学校の教務主任、校務主任、保健主事、司書教諭、生徒指導主事及び進路指導主事に別紙の者を任命する。令和8年4月1日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。

提案理由です。令和8年4月1日付け教職員人事異動に伴い、清須市立小中学校管理規則第19条第3項及び第22条第1項の規定により、清須市立小中学校の教務主任、校務主任、保健主事、司書教諭、生徒指導主事及び進路指導主事を任命するために必要があるからです。

一枚おめくりください。教務主任等の発令者一覧となります。

県費負担教職員の人事異動等により教務主任をはじめとした各役職を任命したものでございます。一覧表右側が昨年度、中側が今年度の任命者となっております。

令和8年度、新たな体制で清須市立小中学校における学校運営を担当していただきますので、ご承認をよろしくお願いいたします。

天竺教育長

ありがとうございました。

これより、質疑を行います。質疑はございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、採決をします。同意第11号「清須市立小中学校教務主任等の任命について」は、原案のとおり同意することに、賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

ありがとうございます。挙手全員です。従って、同意第11号「清須市立小中学校教務主任等の任命について」は、原案のとおり同意されました。

この後、辞令を各校に届けたいと思います。

日程第5 同意第12号 清須市学校運営協議会委員の委嘱、又は任命について

天竺教育長

日程第5、同意第12号「清須市学校運営協議会委員の委嘱、又は任命について」を議題とします。

事務局より、議案の説明をお願いします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の瀬尾です。

同意第12号、清須市学校運営協議会委員の委嘱、又は任命について。

清須市学校運営協議会委員に別紙の者を委嘱、又は任命する。

令和8年4月1日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市学校運営協議会規則第7条の規定により、清須市学校運営協議会委員を委嘱又は任命するために必要があるからです。

一枚おめくりください。学校運営協議会における新規委嘱者、新規任命者等の一覧です。

学校長から、推薦のあった者を委嘱又は任命したものととなります。学校運営協議会委員の任期は、令和8年4月1日から1年間であります。

学校運営について協議を行い必要に応じて、地域学校協働本部と協働しながら、学校活動を円滑に行うことができるよう取り組みを進めていくものとなりますので、ご承認をお願いします。

天埜教育長

ありがとうございました。

これより、質疑を行います。質疑はございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これより、採決をします。同意第12号「清須市学校運営協議会委員の委嘱、又は任命について」は、原案のとおり同意することに、賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

ありがとうございます。挙手全員です。従って、同意第12号「清須市学校運営協議会委員の委嘱、又は任命について」は、原案のとおり同意されました。

日程第6 同意第13号 清須市学校給食センター学校給食献立委員会委員の選任について

天埜教育長

日程第6、同意第13号「清須市学校給食センター学校給食献立委員会委員の選任について」を議題とします。

事務局より、議案の説明をお願いします。

(学校給食センター管理事務所長 挙手)

学校給食センター管理事務所長。

学校給食センター
管理事務所長

学校給食センター管理事務所長、齋藤です。

同意第13号、清須市学校給食センター学校給食献立委員会委員の選任について。清須市学校給食センター学校給食献立委員会委員に別紙の者を選任する。令和8年4月1日提出。清須市教育委員会教育長、天埜幸治。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市学校給食センター学校給食献立委員会規程第4条の規定により、清須市学校給食センター学校給食献立委員会委員を選任するために必要があるからです。

1枚めくっていただきますと、清須市学校給食センター学校給食献立委員会の委員名簿となります。

清須市立小学校及び中学校の給食主任、西枇杷島第1幼稚園長、栄養教諭及び給食センターの学校栄養士、計17人について、本日付けで教育委員会が選任するものです。

任期は、令和8年度の1年間です。

なお、本委員会は、毎月1回招集され、翌々月の献立の審議、給食提供に影響のある学校行事の確認等を行います。

説明は以上です。よろしくをお願いします。

天埜教育長

ありがとうございました。

これより、質疑を行います。質疑はございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、採決をします。同意第13号「清須市学校給食センター学校給食献立委員会委員の選任について」は、原案のとおり同意することに、賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

ありがとうございます。挙手全員です。従って、同意第13号「清須市学校給食センター学校給食献立委員会委員の選任について」は、原案のとおり同意されました。

日程第7 同意第14号 清須市学校給食センター給食用物資選定委員会委員の選任について

天竺教育長

日程第7、同意第14号「清須市学校給食センター給食用物資選定委員会委員の選任について」を議題とします。

事務局より、議案の説明をお願いします。

(学校給食センター管理事務所長 挙手)

学校給食センター管理事務所長。

学校給食センター管理事務所長

学校給食センター管理事務所長、齋藤です。

同意第14号、清須市学校給食センター給食用物資選定委員会委員の選任について。清須市学校給食センター給食用物資選定委員会委員に別紙の者を選任する。令和8年4月1日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市学校給食センター給食用物資選定委員会設置規程第3条の規定により、清須市学校給食センター給食用物資選定委員会委員を選任するために必要があるからです。

1枚めくっていただきまして、令和8年度清須市学校給食センター給食用物資選定委員会の委員名簿でございます。

教育部長、健康福祉部長、学校教育課長、児童保育課長、保育長、校長の代表として新川小学校長、西枇杷島第1幼稚園長、保育園長の代表として星の宮保育園長、事務局兼任で学校給食センター管理事務所長、栄養教諭、市の栄養士の計13人について、本日付けで教育委員会が選任するものです。

任期は、令和8年度の1年間でございます。

また、本委員会に学校給食部会と幼稚園・保育園給食部会を置き、部会委員は、「給食用物資選定委員会設置規程」第7条第2項の定めにより、委員長が指名する委員を持って構成し、毎月1回、翌月の献立にかかる物資を選定します。なお、部会委員は、各学校の教頭、給食主任、幼稚園長、各保育園の園長を予定しており、輪番により出席していただき、物資の選定を行っていただきます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

天竺教育長

ありがとうございました。

これより、質疑を行います。質疑はございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、採決をします。同意第14号「清須市学校給食センター給食用物資選定委員会委員の選任について」は、原案のとおり同意することに、賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

ありがとうございます。挙手全員です。従って、同意第14号「清須市学校給食センター給食用物資選定委員会委員の選任について」は、原案のとおり同意されました。

日程第8 議案第16号 清須市立図書館管理規則の一部を改正する規則案

天竺教育長 日程第8、議案第16号「清須市立図書館管理規則の一部を改正する規則案」を議題とします。
事務局より、議案の説明をお願いします。
(生涯学習課長 挙手)
生涯学習課長。

生涯学習課長 はい。生涯学習課長の柴垣です。
議案第16号、清須市立図書館管理規則の一部を改正する規則案。上記の議案を提出する。令和8年4月1日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。
提案理由です。この案を提出するのは、開庁時間の変更に伴い、清須市役所サービスポイントの利用時間が変更となるため、「利用時間」記載について、変更する必要があるからです。
1枚おめくりいただきますと改正文となります。主な内容は、市役所のサービスポイントの利用時間を開庁時間と合わせるための改正と、第1号様式中の記載内容を変更するものとなります。もう2枚おめくりいただきますと様式の新旧対照となります。太枠の下、カード作成時の本人確認時の提示書類を様式から削除するものです。これは、今までのとおり提示書類を個別に列記する場合、変更が生じるとに改正が必要となることから、様式上から、削除することとしたものです。
なお、この規則は、市役所西館供用開始となる令和8年5月7日から施行します。ご承認をお願いします。以上です。

天竺教育長 ありがとうございます。
これより、質疑を行います。質疑はございますでしょうか。はい、太田委員。

太田委員 サービスポイントについて、少し教えていただきたいです。

天竺教育長 事務局、お願いします。

生涯学習課長 はい。生涯学習課長の柴垣です。
図書館の本の貸し出し関係を、市役所と、にしびさわやかプラザ、こちらの方で貸し出しができるようになっていきます。サービスポイントの説明については以上です。

太田委員 市民に対するお知らせはどのようにしていますか。

生涯学習課長 広報とホームページで周知しています。

太田委員

分かりました。ありがとうございます。

天埜教育長

ありがとうございました。

これにて、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、採決をします。議案第16号「清須市立図書館管理規則の一部を改正する規則案」は、原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

ありがとうございます。挙手全員です。従って、議案第16号「清須市立図書館管理規則の一部を改正する規則案」は、原案のとおり可決されました。

○ 閉会

天埜教育長

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これで、令和8年度第1回清須市教育委員会定例会を閉会といたします。

閉会 午前11時40分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

教育長 天 埜 幸 治

署名委員 後 藤 小百合

署名委員 太 田 光 則